

宝塚医療大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

宝塚医療大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、大学全体及び学部・学科それぞれに定められており、教育研究上の特色を示している。これらは「学長企画調整会議」や理事会の承認を経て決定され、大学の多くの媒体で公表されている。

社会の変化への対応については、「外部評価委員会」の意見を取入れながら新たな教育課程の設置を通じて行い、教育課程の中期計画は、大学の使命を達成するための内容を含み、教授会や理事会で協議、決定している。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は「教学マネジメント会議」で策定され、建学の精神に基づく大学の使命・目的及び教育目的を反映している。これらの取組みにより、大学は教育研究組織の運営目標を明確にしている。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、大学の建学の精神に基づき全学部で定められ、周知されている。入学者選抜は多様な試験を通じて行われているが、観光学部観光学科は設置初年度とはいえ収容定員充足率が著しく低く改善が必要である。

学生支援については、退学率の減少を目指し、メンター制度や「早期サポート」を導入し、障がいのある学生に対しては合理的配慮を実施している。また、返還不要の減免制度や給付奨学金の提供、健康管理室及びカウンセリング室を設置し、経済面や健康面における支援が適宜行われ、「キャリア開発センター」における進路支援の強化は確実な就職実績を確保している。

施設は地域住民にも開放され、図書館や自習スペースの充実においては学生の要望に基づく改善が行われている。

〈優れた点〉

○学生の学修支援を強化するために独立組織として「学修支援センター」を立上げ、学生スタッフを雇用しながら学生への手厚い指導を行っていることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

各教育課程における教育目標は、建学の精神に沿って定められたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと矛盾なく明確に定義され、単位認定や卒業要件も含めて学

則や学生便覧で周知されている。また、授業科目の成績評価基準はシラバスに示され、透明性が確保されている。

学修成果はアセスメントポリシーに基づき評価が行われ、各授業科目に具体的な評価基準が示されており、授業評価アンケートや学生アンケートを通じて学修成果を点検・評価し、その結果から教育内容・方法を見直すことで教育の質の向上が図られている。

「基準 4. 教員・職員」について

毎月開催される「学長企画調整会議」が設置され、学長が議長となり、副学長や学部長、事務局長が参加して大学全体の重要事項を決定している。この会議を通じて、各学部教授会や学科会議と連携を図ることで、教学マネジメント体制が構築されている。

研究推進のため、研究発表会を実施し、教員からのフィードバックを得ているほか、各教員の研究費の 20%は学長裁量経費として配分され、科学研究費助成事業が採択されるように支援している。また、倫理教育やコンプライアンス教育を行うほか、研究に必要な施設や設備を整備している。

各学部には必要な教員が適切に配置され、採用や昇任は規則に基づいて実施されており、FD(Faculty Development)については「FSD 推進委員会」が中心となり研修を企画、運営している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

管理運営は寄附行為に基づき適切に行われ、教育情報は法令に従って大学ホームページで公表されている。また、大学ガバナンス・コードを制定し、自己点検・評価を行い、その結果を公表しているほか、中期計画に基づき毎年度の事業計画を策定し、PDCA サイクルを回している。

理事会では予算や中期計画、重要規則の制定などが審議され、学長や教員の意思を反映しつつ、法人と大学の連携が図られている。評議員会は理事長からの諮問事項を審議し、監事は監査計画に基づいて監査を実施、内部監査室は業務監査や会計監査を行っている。

過去 5 年間は収入超過を維持しているものの、借入金が多いため、安定した経営基盤の構築が求められる。

「基準 6. 内部質保証」について

大学は内部質保証のために自己点検・評価委員会を設置し、エビデンスデータの収集と分析を学長企画室主導のもと各学部や事務局と連携して実施している。また、自己点検・評価結果を積極的に公表しているほか、「外部評価委員会」による評価も毎年行われている。

教育関連の課題は各学科と共有され、教務委員会が中心となって協議が行われ、中でも重要案件は学長を議長とする「学長企画調整会議」で審議決定されており、その結果は教授会にて報告共有されている。

総じて、大学は内部質保証を担保するため、「学長企画調整会議」や教学マネジメント会議を中心に、学長のリーダーシップのもと、教授会、各委員会、事務局と連携して自己点検・評価を組織的に実施し、課題を共有することで改善活動につなげる体制を整え、PDCA

サイクルを機能させている。学生募集や財務面における中長期計画の精緻化に課題があるが、この体制のもとで達成されることを期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献及び地域活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 附属治療院の運営と発展
2. 附属介護ステーションの運営

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に大学全体の使命・目的及び教育目的を定め、各学部・学科の使命・目的及び教育目的については、別途定める学部規則において定められている。いずれも教育研究上の使命・目的及び教育目的が明確かつ簡潔に示され、特色が分かるようになっている。

「外部評価委員会」を通じて、外部の評価員から意見を聴取しつつ、新たな教育課程の設置を行うことで、社会の変化に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学、各学部・学科の使命・目的及び教育目的は、「学長企画調整会議」で審議された後、評議員会の諮問及び理事会決議を経て決定され、教授会及び事務各課の会議で報告されている。また、大学ホームページ、大学ポートレート、「CAMPUS GUIDE」、学生便覧、入学試験要綱などで学内外に公表されている。

中期計画は、使命・目的及び教育目的の達成に向けた内容を「学長企画調整会議」で協議し原案を作成、教授会で意見聴取をした後、理事会で承認を得て運営目標を明確化している。三つのポリシーは建学の精神、使命・目的を反映した原案を「教学マネジメント会議」で協議策定し、適宜見直している。教育研究組織は、建学の精神や使命・目的に沿って3学部7学科2専攻で構成され、令和6(2024)年度に保健医療学の知見を活かした観光学部を新設した。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の精神に基づき全ての学部・学科で定められており、大学ホームページや「CAMPUS GUIDE」、入学試験要項などで周知されている。入学者選抜については、入学試験委員会によってアドミッション・ポリシーに沿った多様な入学試験の実施が工夫されており、作成された合否判定案は教授会の議を経て決定され、適切な体制のもとで運用されている。入学者選抜の妥当性の検討については、学生個々の入試種別と成績を紐づけしている。入学試験の学力試験問題は、一部外部委託であるが、問題委員が内容を点検し、必要に応じて修正している。

収容定員未充足の学部があるものの、オープンキャンパス、進学ガイダンス、出前授業、教員による高校訪問を積極的に行っており、入学生の確保に努めている。

〈改善を要する点〉

○学年進行中の観光学部観光学科は設置初年度ではあるが収容定員充足率が著しく低いた

め、適切な学生受入れ数の確保について改善を要する。

〈参考意見〉

- 保健医療学部鍼灸学科が収容定員未充足のため、適切な学生受入れ数の確保が望まれる。
- 学年進行中の保健医療学部口腔保健学科の年次ごとの入学定員が著しく低く、既に定員変更に向けた申請を行っているものの、適切な学生受入れ数の確保が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学年担任及び1年次に重点を置いたメンター制度の導入、学務課、教務委員会、学生委員会及び学修支援センターの支援により、教職協働によるきめ細かい学修支援体制を整備・運営している。従来、成績不振による学修意欲の低下が中途退学に至る原因となってきたことを踏まえ、低成績者の早期抽出とサポートを行うことで中途退学率の減少への対策を実施している。大学院を設置していないため TA の配置はないが、学修及び授業支援は上記に加え、各学科の助手及び若手教員がその役割を担っている。オフィスアワー制度はシラバスへの記載により全学的に実施している。

障がいのある学生への支援に関しては、「宝塚医療大学障がい学生支援に関する基本方針」を定め、オリエンテーションで周知し学生からの申し出による合理的配慮を実施している。

〈優れた点〉

- 学生の学修支援を強化するために独立組織として「学修支援センター」を立上げ、学生スタッフを雇用しながら学生への手厚い指導を行っていることは評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

医療専門職を養成する大学であり、資格の取得を前提としているため、教育課程における実習は臨床実習医療機関等での実施を義務付けている。

また、キャリア開発センターでは、4年次進級時に全学生を対象とした職員による面談

を実施して進路支援を行っており、4年次生を学内アドバイザーとして雇用することで、相談体制を強化している。また、毎年実施する「医療接遇マナー講座」などを通して医療人育成の取組み、加えて学業成績の向上や国家資格取得支援を実施している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導の組織として学務課、学生委員会、教務委員会、健康管理委員会、附属図書館運営委員会が連携して業務を行っている。課外活動への支援は、学友会と学生委員会の合議により、適切に行われている。学生の心身の健康問題については、健康管理室に常勤の看護師を配置して対応している。また、学内にカウンセリング室を設置し、専門の資格を有するカウンセラーを配置し、学生の相談に対応している。カウンセリングルームでは、カウンセラーの指導のもとで瞑想や座禅ができるスペースを設置し、活用している。

経済的支援としては、大学独自の減免制度、給付奨学金制度を複数設け、学生の修学を支援している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎は設置基準を満たしている。グラウンドや図書館等の教育施設を地域住民にも利用できるようにし、有効活用がされている。実習施設である附属治療院、介護ステーションは、学生の教育とともに地域住民の健康の維持・増進、介護施設として貢献している。学生からの要望を受けた図書館の自習スペースを拡充するため、宝塚キャンパスでは自習スペースを組んだ学生ラウンジの整備を行い、快適な学修環境の整備に努めている。バリアフリー化は一部の校舎を除き、整備されている。

図書館は全てのキャンパスに設置され、計画的に蔵書の増冊を進めている。各図書館において、OPAC(Online Public Access Catalog)の活用環境を整備し、各キャンパス間での相互の貸借りが可能な仕組みを構築している。

コンピュータは学生各自が所有しており、各キャンパスに無線 LAN を整備している。授業を行う学生数は教育効果を上げられるよう、科目に応じて少人数で実施している。

〈参考意見〉

○和歌山西庄校舎及び沖縄県の宮古島校舎においてバリアフリー化が整備されていないため、バリアフリー化への対応が望まれる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】、

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

各学科の学年担任及び科目担当教員、学務課職員が学生の相談を受けるとともに、授業評価アンケートや学生アンケートにより学生の意見・要望をくみ上げ、関係する委員会及び「学長企画調整会議」で協議し、学修支援の体制改善を行っている。また、出席状況や履修状況、小テストの状況などを把握して早期に学修支援の必要な学生を抽出し、学修支援センターと連携して適切な学修支援を行っている。学生生活に関する要望は、学生アンケートや「意見 BOX」からくみ上げ、学生委員会で対応を検討している。学生アンケートに基づき、図書館の自習スペースの拡充やスクールバスの増便に対応するなど、施設・整備の改善を行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目標は、観光学部の開設に伴い、全学共通の教育目標として教育目的を改めたもので、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと有機的に連携している。

この教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーは、大学ホームページや学生便覧を通じて周知されている。また、ディプロマ・ポリシーに基づき、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を学則や学部規則、学生便覧に明記し、学生が確認しやすい体制を整備している。これらの基準はシラバスに成績評価基準として反映され、大学ホームページで公開されている。シラバスには、授業科目ごとの具体的な評価方法、基準を明記しその科目がどのディプロマ・ポリシーと対応するのかを示し、科目の教育課程上の位置付けと、評価基準を明確にしている。また、教務委員会での確認や見直しを通じ、卒業判定が厳正に行われている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育研究上の目的は、学部規則に定められ、建学の精神及び教育目標に基づきカリキュラム・ポリシーを策定し、大学ホームページで公開され、学生には、学生便覧を通じて周知されている。カリキュラム・ポリシーにはディプロマ・ポリシーで示した目標をキーワードとして用いることで一貫性が確保されており、各学年でどの授業科目が対応しているかを明確にしている。シラバスは授業内容や成績評価基準が明記されており、印刷物は附属図書館に配置、電子版は大学ホームページで公開されている。履修登録単位数の上限は、学部規則に基づき設定され、単位制度の実質が担保されている。教養教育については教務委員会において検討し、必要に応じて部会等を設け検討している。教授方法の工夫については、学生の意見を取入れるためにリフレクションペーパーを活用し、教授方法の改善に努めている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた評価指標がアセスメントポリシーに示されており、国家試験合格率などを含め、科目、学部、大学全体で体系的に学修成果の点検・評価を行っている。また、授業評価アンケートのほか、学生アンケート、卒業生アンケートを実施して、多角的に学修成果の点検・評価も行っている。

授業評価アンケートの結果を受け、教員はリフレクションペーパーを作成し、教員の評価制度に活用することで教育成果のフィードバックを行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するために、最高意思決定機関として「学長企画調整会議」を置き、定例として毎月 1 回開催している。「学長企画調整会議」には副学長、学部長、事務局長などの学内役職者が参加し、大学全体の重要事項に関する意思決定機関として確立している。使命・目的達成のため、「学長企画調整会議」、各学部教授会、学科会議が有機的に連携し、教学マネジメント体制を構築している。

副学長の担当業務は学長から適切に指示されており、関連する校務役職に就くことにより、学内教職員が担当業務を理解している。

教授会に意見を聴く必要がある重要事項は、あらかじめ学長裁定で定めている。事務局各部署の業務分掌は「事務分掌規程」で定められ、複数キャンパスにそれぞれ職員を配置している。キャンパス間の業務連携はオンラインツールを活用して実施されている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

完成年度を迎えた各学部・学科において、設置基準に定められた必要教員数以上の教員を配置している。教員の採用は「教員選考規程」「教員選考基準」に基づき実施し、昇任は「教員業績評価規程」による評価に基づき実施している。

FD 研修は「FSD 推進委員会」が中心となり、実施方針を策定した上で組織的に実施している。授業評価アンケートを学期の中間期に実施し、アンケート結果に対して教員がリフレクションペーパーを作成し、提出している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

コロナ禍では、オンライン形式での研修を実施していたが令和 5(2023)年度から、教職員合同研修会を大学運営に関する知見を深めるため実施している。

職員については、各キャンパスで求められている職員のスキルに応じた大学業務に関する基礎的な内容の研修を実施している。新規に開設したキャンパスとの連携を図り、研修実施体制の整備を行っているところであり、今後の更なる充実が期待できる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全学の研究推進を図るため研究推進委員会が学内研究発表会を実施し、参加教員からのアドバイス等を発表者にフィードバックしている。一方、科学研究費助成事業の運営・管理を目的とする倫理教育及びコンプライアンス教育を実施しており、研究に必要な施設・設備が整備され、安全要領等の規則に基づき運営管理されている。また、各教員の個人研究費の 20%を学長裁量経費として科学研究費助成事業不採択課題に対して研究継続のため支援経費として配分し、科学研究費助成事業の採択に向けた努力を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

管理運営は、寄附行為等の諸規則に基づき、適切に行われている。教育情報の公表は、法令に基づき大学ホームページで適切に行われている。大学ガバナンス・コードを制定し、自己点検・評価を行いその結果を公表している。使命・目的を実現するために、中期計画に基づいて毎年度の事業計画を策定し、進捗状況を確認しながら PDCA サイクルを回している。

ハラスメント防止については規則に基づき委員会を組織し、未然防止及び発生した際の適切な対処に努めている。各学部にて危機管理規程を制定し、全学的な危機管理マニュアルに基づいて対応する体制が整備されている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法が定める最高意思決定機関である理事会が寄附行為に基づき、予算・決算、中期計画、寄附行為の変更及び諸規則の制定・改廃などの重要事項を審議・決定している。理事は定数に従って適正に選任されており、令和 5(2023)年度の理事会は 12 回開催され、出席率は良好であり、委任状による意思表示も行っている。

理事会には学長を含む教員 3 人が理事として参加し、大学と法人間の連携を強化している。常任理事会は日常業務及び理事会から付託された事項を審議・決定するために設置され、学長を含む教員 2 人を構成員とし、意思決定の迅速化と理事会機能の円滑化に寄与している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会及び常任理事会には学長及び大学教員が理事として出席し、法人と大学の意思疎通・連携が適切に行われている。現在は理事長が学長を兼務し、理事会・評議員会との意思疎通を図りながら、教育研究活動を推進している。「学長企画調整会議」や教授会を通じて教職員からの提案をくみ上げる仕組みも整備されている。

評議員会は寄附行為に基づき理事長から諮問された事項を審議し、令和 5(2023)年度は 11 回開催され、理事会運営のチェック機能を果たしている。監事は評議員会の同意を得て選任され、監査計画に基づき会計・業務監査を実施しており、特に業務監査では、理事会、評議員会、「学長企画調整会議」、教授会及び設置校の各種委員会に出席し、監査結果を半期ごとに報告書として理事長に提出している。また、内部監査室を設置し、業務監査、会計監査、公的研究費監査を実施し、業務改善に寄与している。

5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

過去 5 年間の事業活動収支差額は、法人全体で収入超過であるものの借入金が多く、設備投資や借入金返済が長期にわたることから、安定した経営基盤を構築するために、学生生徒等納付金収入の増加や外部資金獲得、更には経費削減などの施策を中期計画に基づき実行し、借入金の返済を着実に進めつつ、健全な財務運営を目指している。大学部門においても、中期計画に基づく施策により黒字を維持しており、法人全体の戦略的な広報と学生募集を展開することで、安定的な学生確保と中期計画の実現が期待される。

5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、「学校法人平成医療学園経理規程」「学校法人平成医療学園固定資産及び物品管理規程」学校法人会計基準により行われており、適切に処理されている。また、会計監査は、「学校法人平成医療学園監事監査規程」のもと、厳正に実施されており、監事は評議員会及び理事会に出席し、大学の業務及び財産状況について意見を述べている。

補正予算編成については、理事会において決議し承認をしており、大学予算については、厳正に運用が行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 2 条及び第 3 条に自己点検・評価とその状況について積極的に公表することを定め、内部質保証のための恒常的な組織として自己点検・評価委員会を設置している。また、「宝塚医療大学外部評価委員会規程」を定め、7 人の委員による外部評価を毎年行っている。

自己点検・評価及びそれに必要なデータ収集に関する各委員会での協議内容は、教授会にて報告されている。その中でも重要な案件は学長を議長とし、副学長、学部長、学科長、統括長、事務局長などで構成される「学長企画調整会議」に付議され、重要事項が審議、決定されている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人平成医療学園宝塚医療大学ガバナンス・コード」を策定し、それに基づく自己点検・評価を実施し、結果を年度ごとに大学ホームページに掲載している。

エビデンスデータの収集、蓄積及び分析は IRなどを所掌する学長企画室が中心となり、

各学部・学科・専攻、事務局各部署と共同で実施するとともに、エビデンス集を作成している。また、事業計画及び報告書は「学長企画調整会議」と事務局が連携し作成している。

自己点検評価書及び大学機関別認証評価報告書を大学ホームページに掲載し、学内及び学外に公表している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会が中心になり、各学科で課題となっている教育関連事項については各学科と共有し対応を図り、学部単位における課題については教務委員会などが中心に協議を行い、協議内容は教授会に報告されている。各協議の結果は必要に応じて「学長企画調整会議」に上程され、具体的な取組みに関する審議、決定が行われている。

内部質保証のための組織的な取組みを行うための、各委員会、各学部教授会、「学長企画調整会議」や教学マネジメント会議など設置され、それぞれの会議体がどのような役割を担い行動をするかを明確にし、PDCA の機能を担っている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献及び地域活動

A-1. 地域の機関・組織との協働と貢献

A-1-① 地域貢献活動を行う組織と運用

A-1-② 地域貢献活動の実践

A-1-③ 地域の機関・組織と連携した活動の実践

【概評】

学長企画室に地域連携推進課を置き、地域連携に係る業務、自治体・各種団体等との協定の締結などを行い、大学の特性や専門性を生かした地域貢献活動を展開している。和歌山保健医療学部では、自治体及び自治会との連携について、廃園となった市立保育園の敷地及び園舎を活用して、地域の健康づくりや地域の課題解決活動など幅広い活動を行い、地域と大学、学生が一体となって活動できる拠点作りを行っている。災害時における一時滞在施設としての協定を和歌山市との間に結び、大規模な災害が発生した際の一時滞在施設として中之島校舎を活用し、災害時の拠点として活用している。宝塚キャンパスでは、川西市から連携協定に基づき災害用トイレの備蓄を受入れている。特定非営利活動法人アムダ（AMDA：Association of Medical Doctors of Asia=旧称・アジア医師連絡協議会）と

宝塚医療大学

の間に、同法人が災害発生時に、医療・保健衛生分野を中心に支援活動を展開する際に連携することを目的とした連携協定を結び、大学の特色と人的、物的資源を有効活用できるように活動している。宮古島キャンパスは、閉館予定であった宮古島市立図書館城辺分館を、宮古島市から大半の蔵書も含めて「無償譲渡」という形で、引続き大学が運営し地域の住民にも広く利用可能とし地域貢献を果たしている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 附属治療院の運営と発展

本学では、開学時から大学構内に附属治療院を設置している。附属治療院は、柔道整復及び鍼灸の治療を行っており、地域住民も利用している。

附属治療院の治療は、原則として本学の専任教員のうち、柔道整復師、はり師及びきゅう師の資格を有する教員が交代制で担当していることから、専任教員の臨床経験の場としても機能している。

臨床実習施設として、学生が将来の柔道整復師または鍼灸師と勤務する際のパイロットケースとしての機能も果たしており、今後全国的に導入が予想される電子カルテシステムや、患者情報の確認システムの導入などにいち早く着手している。

また、附属治療院では、令和 6(2024)年度から、名称を「統合医療臨床センター」と改めて、医師を配置し、クリニックとしての機能を持たせ、我が国の伝統医療と西洋医療の統合医療の実現を目指すと共に、学生へのアントレプレナーシップ教育の推進のための機関として一層の充実を目指すことを決定している。

2. 附属介護ステーションの運営

附属治療院が、学内に設置されている施設である事に対し、「宝塚医療大学附属介護ステーション」は、学外に設置している附属施設である。

平成 29(2017)年 10 月に大阪府大阪市において開設した。この介護ステーションの特徴は、開設当初から機能訓練に特化した通所介護施設として地域の高齢者の方に通所型のデイサービス事業を提供していることである。

通所介護施設における機能訓練については、本学で養成している理学療法士、作業療法士、柔道整復師、鍼灸師及び看護師が機能訓練指導員として業務を行うことができることから、本学で養成する医療系人材の将来における職域の拡大を含め、本学の在学生在が、将来介護事業に携わる際のパイロット事業としての役割を担っている。

そのため、「宝塚医療大学附属介護ステーション」では、本学学生の臨床実習の実習先として、学生の受け入れを行うなど、附属施設としての機能を果たしている。

大学が設置する介護施設としての特長を活かしながら、他職種が連携する通所介護施設として、地域の介護、福祉の向上に貢献すると共に、教育へのフィードバックを行えるよう、連携の強化を図る。

